社会福祉法人　大龍会　拝島保育園運営規程

第１章　総　　則

# （目　　的）

1. 本園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

（設置主体）

1. 本園は社会福祉法人大龍会が設置運営する。

# （名　　称）

1. 本園は、拝島保育園と称する。

# （所 在 地）

第４条　本園を東京都昭島市拝島町２丁目４番２６号に置く。

第２章　職員及び職務

# （職員の区分及び定数）

第５条　園に次の職員を置く。

# 　（１）園　長　　　１名　　 （５）嘱託医　　　１名

（２）保育士　　１５名 （６）歯科嘱託医　１名

# 　（３）看護師　　　１名　　　　　　（７）調理員　　　２名

（４）栄養士　　　１名　　　　　　（８）用務員　　　１名

#

２　前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

# （職員の資格）

第６条　職員は、児童福祉施設最低基準第７条に該当するもののうちから理事長が任命す　 る。ただし、保育士については、法第１８条の４に該当する保育士資格者であることを要する。

# （職　　務）

第７条　園長は、園の業務を統括し、会計事務に従事する。

２　主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。

３　保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

４　看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。

５　栄養士は、給食業務の総括を行う。

６　嘱託医及び歯科嘱託医は、児童の健康管理業務を行う。

７　調理員は、給食業務に従事する。

８　用務員は、園内諸業務に従事する。

# （職務心得）

第８条　職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第３章　文　　書

# （文書の取扱）

第９条　文書は、正確、迅速、丁寧に取扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

# （文書の管理）

第10条　文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

# （備えるべき帳簿及び保存年限）

第11条 備えるべき簿冊及び保存年限は別表のとおりとする。

第４章　定　　員

# （定　　員）

第12条　本園の定員は１０９名とし、その内訳は次のとおりとする。

（１）２歳未満児　　３３名　内　０歳児　　９名

（２）２歳以上児　　６７名

２　前項にかかわらず、入園待機児解消の為、上記定員を超えて年度当初では１５％、年度途中では２５％をそれぞれ超えない範囲で受け入れることができるものとする。

３　前２項にかかわらず、育児休業終了後の就業等の入所の場合及び１０月以降は、上記定員を超えて２５％を超えて受け入れることができるものとする。

４　連続する２年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が１２０％以上の状態にある場合は、定員の見直しを行うものとする。

第５章　入園及び退園

# （入　　園）

第13条 「昭島市保育の必要性の認定に関する条例」に規定する保育の必要性がある乳児又は幼児のうち、本園に入園を希望する場合は、昭島市が交付する２号もしくは３号認定証を受けて、昭島市保育所入所申込書に必要事項を記載し、昭島市長に申し込むものとする。昭島市以外の管外居住者が本園へ入所を希望する場合は、居住する区市町村が交付する２号もしくは３号認定証を受けて、居住する区市町村の保育所入所申込書に必要事項を記載し、居住する区市町村に申し込むものとする。

２　本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、「昭島市保育の実施に関する条例施行規則」に沿ってその選考を行い、入所を決定するものとする。

３　定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることができる。

４　時間外保育及び一時預かり利用は本園に直接申し込みを行い決定するものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第14条　事業者は、認定証の交付を受けた保護者から利用の申し込みを受けた時は、正当な理由が無ければ、これを拒んではならない。

（あっせん、調整及び要請への協力）

第15条　事業者は、教育保育の利用について、子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により市が行うあっせん、調整及び要請に対して、出来る限り協力する。

（利用開始に伴う説明及び同意）

第16条　事業者は教育保育提供の開始にあたっては、あらかじめ保護者に対して、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の教育保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、同意を得るもとする。

# （退　　園）

第17条　現に在園中の乳児又は幼児（以下「入所児」という。）が「昭島市保育の実施に関する施行規則」に該当するときは、保育の実施を解除し、保護者より退園届を提出させ退園させるものとする。

２　私的契約児で理由なく保育料を３か月以上滞納したとき。

３　保育園の運営上なされる園長の指示に再三にわたり従わないとき。

（保護者に関する通知）

第18条　事業者は、入所児の保護者が偽りその他不正な行為によって教育保育の提供を受けている時は、遅滞なく意見を付してその旨を市に通知するものとする。

第６章　利用者負担

（受給資格等の確認）

第19条　事業者は教育保育の提供を求められた場合は、保護者が提示する支給認定証によって、有効期限、保育必要量を確認するものとする。

（利用者負担）

第20条　保育料は「昭島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」第2条の別表１で定める額とする。

２　市が事業者に入所児童の委託費の支弁をした時は、保護者は市が定める利用者負担額（保育料）を市へ支払うものとする。

３　時間外保育料は「昭島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」第2条の別表3で定める額とする。

４　一時預かり保育料は「昭島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」第2条の別表2で定める額とする。

（実費徴収）

第21条　事業者は、教育保育の提供の便宜に要する費用の内、次に揚げる費用について、保護者から支払いを受けることが出来る。

（１）保育中に使用した布オムツ代。ホットオムツ代。

（２）試食等で提供した給食費。

２　事業者は、あらかじめその支払額の使途及び額、支払いを求める理由について書面によって明らかにし、保護者に説明を行い、同意を得なければならないものとする。

第７章　児童の処遇

# （平等の原則）

第22条　本園は、入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

（心身の状況等の把握、相談、助言）

第23条　事業者は、教育保育の提供にあたっては、入所児童の心身の状況、その置かれている環境の把握に努め、保護者に対して、相談に適切に応じると共に必要な助言を行うものとする。

（小学校等との連携）

第24条　事業者は、教育保育の提供の終了に際しては、子どもについて小学校における教育との円滑な接続に資するよう情報を提供し、密接な連携に努めるものとする。

（開所時間）

第25条　拝島保育園の開所時間は午前７時から午後６時までの１１時間を基本とする。

（保育時間）

第26条　保育標準時間の利用時間は、午前7時から午後6時までとする。

２　保育短時間の利用時間は、午前8時から午後4時までとする。

（時間外保育）

第27条　時間外保育事業は、昭島市時間外保育事業実施要綱に基づき実施する。

２　保育標準時間利用者の時間外保育時間は、午後6時から午後7時までの1時間とする。

３　保育短時間利用者の時間外保育時間は、午前7時から午前8時までの1時間及び午後4時から午後7時までの3時間とする。

（一時預かり事業）

第28条　一時預かり事業は、昭島市一時預かり事業実施要綱に基づき実施する。

（障害児及び要配慮児童の特別教育保育支援）

第29条　心身に障害のある乳幼児及び特別な配慮が必要な乳幼児で、本園での受け入れが可能な乳幼児については、インクルーシブの考え方の基に特別教育保育支援を行う。

２　臨床心理士等の専門職が保育園を訪問し、発達障害の早期発見と早期支援を行う保育所等訪問支援を受け、保護者及び担当職員への助言を行い、適切な支援につなげる。

# （登 降 園）

第30条　登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

# （保育内容）

第31条　保育内容及び給食並びに健康管理については、入園児の年齢、発達に応じてこれを分け指導計画を立てる。

（虐待等の禁止）

第32条　本園は、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(１)　人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

1. 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(３)　その他、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

２　職員は、入園児に対し､児童福祉施設最低基準第９条の２及び同第９条の３の規定により、以下のような身体的苦痛を与え､人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(１)　殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に侵害を与える行為。

(２)　合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間

を与えずに長時間作業を継続させる行為

(３)　廊下に出したり､小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(４)　強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(５)　食事を与えない又は無理に食べさせること。

(６)　入園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(７)　乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入園児をけなす言葉を使って、心理的苦

痛を与えること。

(８)　保育園を退園させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。

(９)　性的な嫌がらせをすること。

(10)　当該入園児を無視すること。

（児童虐待防止法遵守）

第33条　職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

（感染症対策）

第34条　拝島保育園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

1. 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
2. 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を適宜に開催する。
3. その他関係通知の遵守、徹底

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第35条　拝島保育園は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針（別添）を定め、事故を防止するための体制を整備する。

２　入所児に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所児の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

３　事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

４　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

# （日課及び年間行事）

第36条　日課及び年間行事については別に定める。

# （休　　日）

第37条　本園の休日は次のとおりとする。

（１）日曜日及び国民の休日

（２）１２月２９日より１月３日まで

# （欠　　席）

第38条　入所児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

# （休園）

第39条　入園児又は入園児の同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

# （保護者との連絡）

第40条 本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

# （健康管理）

第41条　園長、看護師は常に入園児の健康に留意し、年２回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

２　職員の健康診断は年１回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員は毎月検便を実施するものとする。

# （衛生管理）

第42条　本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年１回の大掃除を行うものとする。

# （苦情対応）

第43条　保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。

　なお、苦情申立窓口は、別紙苦情対応規程に記載された通りである。

# （相互信頼関係の構築）

第44条　入園児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

（第三者評価受審）

第45条　保育園にかかる第三者評価事業を３年に１回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

# （秘密の保持）

第46条　保育園は、業務上知り得た入園児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。

２　職員は業務上知り得た入園児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（情報の開示）

第47条　本園の管理運営について、事業の概要、運営方針、財務状況、利用料、職員配置、定員の空き状況等を開示する。

２　本園として目指す教育及び保育の目標及び理念、教育及び保育のねらい及び内容の概要等についてわかりやすく公表に努めるものとする。

３　自己評価、外部評価等においては子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めるものとする。

第７章　災害対策

# （防災管理・災害対策）

第48条　園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月１回入園児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

第８章　地域活動事業

# （子育てひろば事業）

第49条　地域の子育て家庭を援助するため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、絵本の貸出、子育て通信の発行、掲示板による地域向け育児情報の提供等からなる子育てひろば事業を実施する。

第９章　雑　　則

# （改正）

第50条　この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人大龍会理事会の議決を経るもの　とする。

# 付則　この規則は平成２３年４月１日から施行する。

　　　この規則は平成２５年４月１日に一部改正する。

　　　この規則は平成２７年４月１日に一部改正する。

　　　この規則は平成２８年１２月１日に一部改正する。